

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第32条第1項の規定により、次の物件の新潟県文化財指定を解除する。

平成25年3月26日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

第32条第1項の規定による県指定の解除

種別	名称	所在地	所有者・管理者
史跡名勝 天然記念物 (史 跡)	関山宝蔵院跡	妙高市大字関山字新林4808番2 外	関山ヒサ 妙高市